

報告事項 No. 3 資料 2

議案第 3 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため改正するもの

1 改正内容（教育に関する事務の部分）

（単位（人））

部 局		現行定数	増減員	改正定数
教育委員会の 所管に属する 職員	事務部局及び教育機関 （学校を除く。）の職員	472	8	480
	学校の職員	7,565	110	7,675

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第 6 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する 条例の制定について

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当のうち就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を改めること、刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため改正するもの

1 雇用保険法の一部改正（令和 6 年法律第 26 号）

2 刑法の一部改正（令和 4 年法律第 67 号）

3 改正内容

（1）上記 1 に伴い、失業者の退職手当のうち就業促進手当に相当する退職手当を、安定した職業に就いた者に限り、支給することとするもの

※ 就業促進手当とは、失業者の早期再就職を促進することを目的とした手当をいう。

（2）上記 1 に伴い、失業者の退職手当のうち基本手当に相当する退職手当の支給を受ける者にであって、雇用機会が不足していると認められる地域内に居住し、かつ、一定の要件を満たす場合に、所定給付日数を超えて退職手当を支給することとする暫定措置について、その対象者を令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員から令和 9 年 3 月 31 日以前に退職した職員に改めるもの

（3）上記 2 に伴い、禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者の資格の制限に係る規定等について所要の整備を行うもの

「禁錮」→「拘禁刑」

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行。ただし、上記 3（3）については、同年 6 月 1 日から施行